

働く女性への健康配慮措置を求める意見書

働く女性の健康が、今までになく脅かされている。

2019年施行の働き方改革関連法によって5年後に関連法の見直しが定められ、2024年には労働基準関係法制研究会で労働法改正に向けた議論が行われたが、この間の議論や「新しい時代の働き方に関する研究会報告書」（2023年10月20日）や労働基準関係法制研究会「議論のたたき台」（2024年11月12日）などを見ても、女性の労働に対する保護や健康配慮措置が言葉としても全く見えない。女性労働者は妊娠出産期を除き、長時間労働・危険有害業務も含めて本来の男女平等とは異なる、権利が保障されない「男女同一労働」のままにされている。

女性の就業率は15歳から64歳が73%を超え、中でも母子世帯の母親の就業率は86%を超えている。厳しい労働により、男女の労働者、特に女性の心身の健康破壊が著しくなっている。メンタル不調や30歳代から50歳代のがんの罹患者数は男性よりも多く、政府統計でも女性の一般職の離職も多い状態である。また、2020年の特定不妊治療費助成事業実施件数は14万件にもなっており、母体の疲弊は少子化社会の要因ともなっている。

このような状況を受け、国内でも性差医療が再評価されてきているが、労働関連での調査や対応は遅れており、これからの課題となっている。

労働法改正に働く女性の健康配慮措置を生かさなければ、むしろ女性労働者から全体への権利の後退につながりかねない。また、困難な問題を抱える女性への相談支援対応もさらに強化すべきである。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 労働法改正においては、働く女性への長時間労働・危険有害業務の規制を強化すること。
- 2 妊娠出産・生理・更年期・メンタル不調などの困難な健康問題を抱える女性への対応を行うこと。
- 3 国として、性差医療の再生や自治体での相談支援体制などの必要な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画、共生・共助）